

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
共同研究事業	中小企業者（団体）が学術機関と共同研究を行い、完了したとき。	事業費の100分の50以内 100万円限度

### 新居浜市中小企業振興条例

（共同研究事業に対する補助）

第7条 市長は、中小企業者等が学術機関と共同研究を行い、かつ研究事業が完了したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

### 新居浜市中小企業振興条例施行規則

（新製品開発事業及び共同研究事業に要した経費）

第7条 条例第6条第2項に規定する市長が認める額及び第7条第2項に規定する市長が必要と認める額は、新製品の開発事業に要した経費及び共同研究事業の実施に当たり中小企業者等が要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- （1）原材料及び副資材の購入に要した費用
- （2）市場調査等に要した費用
- （3）設計依頼、試験依頼又は外部への注文加工等に要した費用
- （4）技術指導の受入れに要した費用
- （5）産業財産権に係る手続等要した費用
- （6）国際規格認証取得等に要した費用
- （7）その他特に市長が認めた費用 → ※特許出願費用、パンフレット作成費用

（学術機関の範囲）

第8条 条例第7条第1項に規定する学術機関は、次のとおりとする。

- （1）教育機関
- （2）学術研究機関
- （3）その他特に市長が認める機関

### 補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者（別表第1に定めるとおり）、中小企業団体（構成者の1/2が市内に事業所を有する）
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・ 市税が完納されていること（法人、代表者）
- ・ 学術機関と共同研究契約を締結し、共同研究を行い、かつ研究事業が完了していること

### 申請の時期

- ・ 学術機関と共同研究契約を締結し、共同研究を行い、かつ研究事業が完了した後

### 提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（コピー）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・ 共同研究契約書（コピー）・・・（研究期間、研究内容、費用が明記されたもの）
- ・ 共同研究経費明細書
- ・ 見積書等費用の内訳が確認できるもの
- ・ 請求書、領収書等費用の支払いが確認できるもの
- ・ 共同研究実績報告書（研究概要含む。）